

官報

号外

平成四年三月二十五日

○第二百二十三回 参議院會議録第六号

平成四年三月二十五日(水曜日)

午前十時二分開議

○議事日程 第六号

平成四年三月二十五日

午前十時開議

第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 一、国家公務員等の任命に関する件
- 一、地方税法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第一

○議長(長田裕二君) これより會議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、

人事官に弥富啓之助君を、

原子力安全委員会委員に大山彰君及び林政義君を、

原子力安全委員会委員に寺島東洋三君及び都甲泰正君を、

泰正君を、

中央更生保護審査会委員に中田修君を、

また、日本銀行政策委員会委員に井倉和也君を任命することについて、それぞれ本院の同意を求めてまいりました。

まず、人事官及び日本銀行政策委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、原子力安全委員会委員及び原子力安全委員会委員のうち都甲泰正君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、原子力安全委員会委員のうち寺島東洋三君の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

次に、中央更生保護審査会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(長田裕二君) 過半数と認めます。

よって、これに同意することに決しました。

○議長(長田裕二君) この際、日程に追加して、地方税法の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(長田裕二君) 御異議ないと認めます。塩川自治大臣。

〔國務大臣塩川正十郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(塩川正十郎君) 地方税法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

平成四年度の地方税制の改正に当たりましては、最近における社会経済情勢等にかんがみ、地方税負担の適正合理化を図ることといたしております。

以下、その概要について御説明申し上げます。まず、個人住民税について、低所得者層の税負担に配慮するため、所得割の非課税限度額の引き上げを行うことといたしております。

次に、不動産取得税について、住宅建設の促進を図るため、住宅及び住宅用地の取得に係る税率等の特例措置の適用期限を三年延長するとともに、特別土地保有税について、三大都市圏の特定市の市街化区域における特例措置の適用期限を一年延長することといたしております。

また、固定資産税等に係る非課税等の特別措置について、整理合理化を図ることといたしております。

以上が地方税法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。

何とぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○議長(長田裕二君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。

三重野榮子君。

〔三重野榮子君登壇、拍手〕

○三重野榮子君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案につきまして、宮澤総理並びに自治大臣を初め関係閣僚に質問をいたします。

初めに、国民の政治意識の問題について触れさせていただきます。

私が議員という重責を担う動機となりましたのは、消費税増徴導入とリクルート疑獄問題でした。国民の大多数がこの二つの政治的汚点に対して本心に心から怒りを感じ、政治家に対して不信を表明し、政権与党である自民党に対して批判の意思を明らかにした結果が今日の参議院における与野党逆転であるかと存じます。

以来、国民の意識は政治的に大きく変わったと感じております。政治が間違ったことをやるなら直ちに選挙で間違っていることを知らしめる、政

権党であろうが野党であろうが直接的に投票行動で非を明らかにするというのが今日の国民意識であらうと思います。ところが、どうも政治家はこうした国民の意識の変化を都合のよい方にとらえ、国民の批判を一過性のもののように見ているのではないのでしょうか。

宮澤総理や自治大臣は敏感に感じられていると存じますが、国民は政治改革について、選挙制度を改める前に政治の腐敗を問題にしているのです。このことを甘く見たり、故意にはおかふりしたりしようとしたしますと、総理の政治家としての経歴にぬぐい切れない泥を塗ることになると存じます。

あのリクルート事件の反省も冷めやらないうちに、稲村元環境庁長官の十七億円脱税摘発問題や、成東町汚職に関連しての石橋元文部大臣の三千万円の修正申告等、政治家の不祥事が相次ぎ、また昨年、共和汚職事件が発覚、渡辺郵政大臣の入学あっせん問題、引き続いて佐川急便疑惑と、政治腐敗はとどまるところを知らません。

私は、政治家がみずからの重い職責と国民による厳密な信託を深く感じて自浄作用を発揮することが喫緊の課題であると考えます。私は、臭い物にふたをするのではなく、疑惑を解明するために積極的に証人喚問を実施する、疑惑を持たれた議員はみずからの出処進退について、みずからの立場ではなく、国民の立場に立った賢明な判断が求められていると思います。

したがって、自民党も発表している政治改革大綱のうち政治浄化に関する部分については早急に政治改革協議会において与野党合意の形成を図り、今国会中に成立を期すべきと考えますが、総理の

御所見を伺いたいと思います。

また、消費税については、経過を踏まえ両院合同協議会が設置されましたが、現在は打ち切り状態となり、最近では税率の引き上げすら話題となっておりません。これも国民の皆さんから、政府・自民党はのど元を過ぎれば熱さを忘れるのかという大きな批判が出ています。せめて、与野党の共通課題とされた飲食料品だけでも非課税とする見直しはできないのでしょうか。そして、本当に税率の引き上げが検討課題とされているのかどうか、宮澤総理と羽田大蔵大臣の所信を伺います。

次に、塩川自治大臣に土地税制について伺います。

固定資産税の評価がえに当たって、住宅や居住用地、営業用の小規模の土地等については、生存権の財産として抜本的な制度改正を行うべきではないでしょうか。例えば、四分の一の住宅特例を六分の一にする、また都市計画税についても同様の見地から住宅用地に係る軽減措置を講ずるなどの措置がないと、庶民はせっかく取得した小さな住宅すら手放すことを余儀なくされます。特に、年金生活を送られている高齢者の世帯にとつては大変残酷な仕打ちとなると思います。固定資産税の改革は必要なことですが、財テクにも地価高騰にも関係のない庶民に血の通った温かい施策を講ずべきと思いますが、いかがでしょうか。

塩川大臣にはもう一つ続いております。住民税は所得税に比べて高いという声が率直な庶民の感想です。確かに、税率区分の改善など幾分か軽減の制度改善が行われてはいますが、非

課税限度額については所得税との差は歴然としております。住民税は応益負担とはいってももう少し負担が軽くならないのだろうか、こうした声にどのようにお答えになるのか、お聞かせいただきたいと存じます。

さらに、羽田大蔵大臣に伺いますが、パート減税について何とか前進させることはできないのでしょうか。働く女性は九一年では二千五百九十万人とふえています。いろいろな事情でパートを選択される方がおおよそ八百万人もおります。しかし、百万円を超えたとさまたまな問題が出てまいります。せめて給与所得控除の引き上げによって百万円までに上げれば、本当に喜ぶ人が、そして勤労意欲が増す人が多いのだらうと思

いますが、御検討願えないでしょうか。さて、改正案では、国民健康保険の課税限度額の引き上げが講じられています。現在、国民健康保険は多くの自治体で頭を悩ませている大きな問題の一つになっております。

一番の問題は国保会計の赤字の累積です。政府はその原因についてどのようにお考えですか。国保が赤字だからといって、国保料を引き上げれば、今度はもうこれ以上払えないという加入者からの悲鳴が聞こえてきます。片や、市町村の一般会計からの繰り出しを拡充しますと他の事業が制限されるのが実態です。このような一般会計へのしわ寄せや加入者の負担増のため、国保は都市、山村を問わず各地の自治体で悩みの種となっております。そこで、本末転倒なんですけれども、もう病院は要らないという自治体すら耳にされるありさまでございます。今後、高齢社会を迎え老人医療費も膨張し、このまま措置を講じるこ

となく自治体と加入者任せにしておいたら、財政的に破産する自治体が出ないとは限りません。

今回、一般会計からの繰り入れ分に対し、条件付きの国保財政安定化支援事業が創設され一定の改善がなされるそうです。しかし、それだけではなく、国民皆保険の趣旨からいっても国保をナショナルミニマムのものとして、国保会計への国の負担も積極的に拡充していくべきであると思

います。また、国保制度のあり方そのものの抜本的な改革も検討すべきではないでしょうか。塩川自治大臣、山下厚生大臣のお考えをお聞かせください。

続きまして、地方公務員に係る諸問題についてお伺いいたします。

一つは、週休二日制の問題です。労働時間の短縮は、「カローシ」という不名誉な言葉を外国にはやらせ働き過ぎを世界から指摘された日本にとつては、政府の国際公約であります。また、それだけではなく、ゆとりある豊かな社会を築いていくための第一歩でもあります。今回、地方公務員の週休二日制導入を柱とした自治法改正案が提案されておりますが、なぜもっと早く国会に提出されなかったのでしょうか。そして、週休二日制施行に当たっては、予算や人員の増加をせず、その上、能率を下げずにサービスを持続せよと政府は言われていると聞いておりますけれども、それでは一層労働の強化をもたらす懸念を抱かざるを得ませんし、また非常勤・臨時職員の雇用で振りかえられるとすれば、本当にゆとりと豊かさのための週休二日制と言えるのか疑問に思います。何らかの措置を講じるべきと思いますが、公務員問題については積極的に御発言さ

れております宮澤総理の御所見をお示しください。
もう一つは、地方公務員の育児休業についてです。

四月より育児休業法が官民男女同時施行されることになり、子を養育する公務員が育児と職業生活との両立を図れるようになるための制度的保障面では前進を見ました。しかしながら、実際に育児休業をしようと考えている職員にとっては、やはり休業中の所得保障の面で制度の利用をためらわざるを得ないのが現実ではないでしょうか。ぜひとも、附帯決議の趣旨に沿って、育児休業期間中の経済的援助についての適切な措置を講じるべきであると思いますが、あわせてお答えをいただきたいと存じます。

最後に、私も地方に生活する立場から、地域の活性化について切実な願いを持っております。東京一極集中を是正して地域の振興を図り、住民のニーズにこたえた人間を大切にできる豊かな地域社会を創造していくために、分権、自治の推進、その礎となる地方財政の安定向上を図られるよう、宮澤総理、塩川自治大臣初め閣僚の皆さんに強く訴えまして、私の質問を終わります。(拍手)

【国務大臣宮澤喜一君登壇、拍手】
○国務大臣(宮澤喜一君) 政治改革につきましては、自由民主党におきましては四つの緊急に対処すべき課題を検討いたしてまいりました。それは、定数は正、政治資金問題、政治倫理、国会と党改革でございますが、先般、基本方針を取りまとめたところでございます。今後各党間で御協議をいただきますと考えておるところでございますが、その中に、行為規範、政治倫理審査会の改正強化、国会議員等の資産等の公開や、公私の峻別

を徹底するために政治家個人に対する献金の原則禁止、さらに腐敗行為防止のための具体策等が含まれております。

各党におきましてもこれらについていろいろ御提案がございまして、各党間の御協議をいただきまして、合意に達したものをから法制化をいたして、この国会で御審議を願ひまして成立をさせていたいただきたいというふうに考えております。次に、消費税のことでございますが、各党の間で平成三年十月を目途に協議を続けるということとございまして、昨年十月二十三日に各党会派の意見の隔たりが大きいの意見の一致が見られなかったということになりましたので、立法院の御議論の経緯、結果を踏まえてまいりたいと考えております。

そこで、十月から実施されました改正の円滑な実施にたいだいま努めているところでございまして、この定着を図りたいと考えております。三％の税率を引き上げるといことは私は全く考えておりません。

次に、地方公務員の完全週休二日制の関係法案につきましては、昨年の人事院勧告を受けました国家公務員の関係法案とあわせて国会に御提出をいたしたところでございます。完全週休二日制の導入につきましては、民間では非常に合理化努力をしておられることでございますから、そういうことも考えますと、いろいろ工夫をいたしたい、現行の予算、定員の範囲内で実施することとが肝要と考えます。

それから、地方公務員の育児休業期間中の経済的援助の問題につきましては、御指摘のように、本院におきましても衆議院におきましても地方行

政委員会において御決議がなされております。附帯決議の趣旨にも述べられておりますとおり、国家公務員との均衡に配慮しつつ対応してまいりたいと考えております。

残余の問題につきましては関係閣僚より御答弁をいたします。(拍手)

【国務大臣塩川正十郎君登壇、拍手】
○国務大臣(塩川正十郎君) まず最初のお尋ねでございますが、固定資産税の評価がえに当たりまして、住宅や居住用土地、営業用の小規模の土地等について抜本的な制度改正をすべきではないか、こういうお尋ねでございます。

平成六年度における固定資産税の土地の評価がえに伴う税負担のあり方につきましては、我々も種々の面から検討を始めておるところでございますが、税負担に急激な変化が生じないよう総合的かつ適切な調整措置を講ずること、この必要があると思っております。

その場合、どういう調整措置かと申しますと、例えば、前年度の税額を基礎としたならかな調整措置を講ずることが第一。第二番目に、住宅用地に係る課税標準の特例措置をより一層拡大していきたいと思っております。三番目に、住宅用地に係る経年減価制度がございまして、この活用を積極的に図っていききたい、こう思っております。四番目に、住宅用地に係る都市計画税の負担のあり方、これもやはり見直していくべきであらうと思っております。要するに納税者の負担に配慮する必要があると思っております。

二番目のお尋ねでございますが、住民税は応益負担といってももう少し負担が軽くないだろうか、こういうお尋ねでございます。

個人住民税と所得税の負担を比較すると、課税最低限の違いはあるものの、住民税の方が税率が低いことから、大多數の納税義務者にとっては住民税の負担の方が軽いのが実態でございます。個人住民税の課税最低限は、地域社会の費用を住民が広く能力に応じて負担し合うというその性格にかんがみまして、所得税に比して低く設定されておりますが、これについては、先般、税制の抜本改革におきまして二度の改正及び平成三年度改正を通じて大幅に引き上げられ、既に相当の水準に達しているところでございますので、税率構造の改正等と相まって、中低所得層を中心とした重税感、負担の累増感の大幅な緩和が図られたものと考えております。

しかしながら、さらにこれ以上の大幅な軽減措置は現在の財政状況から困難であります。なお一層の努力をする必要があるだろうと思っております。

国保会計の赤字の原因についてでございます。これはいづれ厚生大臣からの御答弁もあると思うのでございますが、国保は被保険者に高齢者や低所得者層が多くその財政基盤が脆弱であることから、厳しい財政状態にあると認識しております。このため、自治省としては、平成四年度に国保財政安定化支援事業を創設し、国保財政の健全化等に資するための地方財政措置を講ずることといたしております。今後とも、国保制度のあり方に係る基本問題を含めまして、国保の改善策について関係省庁とも検討を進めてまいりたいと思っております。

四番目の問題でございますが、最後の問題として地方財政の安定化についての御要望がございました。

私も同様でございます。地方自治の本旨を生かしまして地方の個性と自律性を確保していくためには、今後とも一層地方財政の安定向上に努力していく覚悟であります。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣羽田孜君登壇、拍手〕

○国務大臣(羽田孜君) まず、パートの問題でございますけれども、この問題につきましては本年度の予算審議におきまして多くの御議論があったところでございますが、その際にも申し上げてまいりましたけれども、いわゆるパート主婦の収入が非課税限度を超えると夫と妻を合わせた世帯の手取りが減るといふ、いわゆる逆転現象と言われ、パート問題というのは、既に先般の税制改正における配偶者特別控除の創設によりまして解消されたというふうに思っております。

パート世帯につきましては、同じ世帯収入の片稼ぎ世帯あるいは共稼ぎ世帯と比べても負担が軽くなつておるといふのが現状であります。そういう現状から、税制面では最大の配慮をしておるといふふうに申し上げざるを得ないわけでありまして、また、パートで働く御婦人へございまして一人で年間百万円を超えてしまうような収入があるとするならば、夫の被扶養者ではなくて独立した納税者として相応の御負担をしていただくべきものと考えられまして、これ以上の非課税限度の引き上げというのはむしろ税の負担の公平からやはり問題が出てくるであろうと思っております。

それに加えまして、現下の厳しい財政事情のもとで、もしパート減税というものをするとするならば多額の財源を要することからも、ちょっとこ

れは難しいということをお願いするを得ないというところをお伝えしたいと思ひます。

また、消費税につきまして、総理からもお話があったわけでございますが、平成三年十月を目途にということで協議を続けてこられたわけでありまして、昨年十月二十三日に開催された両院の合同協議会におきまして、各党派の御意見の隔たりが大変大きくて一致が見られなかったというのが現状であります。政府としましては、こうした立法府における御議論の経緯、結果を踏まえてまいりたいと考えておるところであります。

いずれにいたしましても、非課税を含め消費税に係る特別な措置について考えるに当たりましては、やはり消費税の持つ広く薄く負担を求めるといふ基本的な性格というものは忘れてはならないということであろうと思っております。また、そうした措置が経済取引にいろんな問題を起してしまふということ、こういったことにも考えを及ぼさなければいけないと思っております。

消費税につきましては、このように、昨年十月から実施されております法改正の円滑な実施に努めておるところでございます。今、三つの税率についてどうこうするといったことは念頭にないことを申し上げておきます。(拍手)

〔国務大臣山下徳夫君登壇、拍手〕

○国務大臣(山下徳夫君) 国民健康保険制度についてお答えいたします。

国民健康保険制度につきましては、これまでその安定化のために老人保健制度や退職者医療制度の導入など一連の制度改革を行い、必要な国庫負担を行つてきております。特に、平成二年の国民

健康保険法の改正におきましては、低所得者の負担を軽減するための公費助成制度であります。保険基金安定制度を確立するとともに、国庫助成の強化等の措置を講じ財政の安定化を図つております。

また、医療保険制度につきましては、高齢社会に向けて安定した制度の確立が図られるよう、国民健康保険制度についても幅広い観点から総合的に検討していく必要があると考えております。(拍手)

○議長(長田裕二君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(長田裕二君) 日程第一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。選挙制度に関する特別委員長石原健太郎君。

審査報告書

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年三月十一日

選挙制度に関する特別委員長 石原健太郎
参議院議長 長田 裕二殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の諸事情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

二、費用

第十六回参議院通常選挙の執行に要する経費として総額四百四十二億八千万円が平成四年度一般会計予算に計上されているが、そのうち本法に基づく地方公共団体委託費は、本改正による増加経費五十九億八千三百万円を含め三百六十四億九千二百万円となっている。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
平成四年三月十日

衆議院議長 櫻内 義雄
参議院議長 長田 裕二殿

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

第四条第二項の表を次のように改める。

投票区 の 選挙人数	区市町村	区				市				町				村			
		平日	土曜日	日曜日	又は休日	平日	土曜日	日曜日	又は休日	平日	土曜日	日曜日	又は休日	平日	土曜日	日曜日	又は休日
五百人未満	投票日	六、五八〇円	二、七九〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	六、五八〇円	二、七九〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	六、五八〇円	二、七九〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円	六、五八〇円	二、七九〇円	一、六〇〇円	一、六〇〇円
五百人以上千人未満	投票日	七、〇七〇円	三、五三〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	七、〇七〇円	三、五三〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	七、〇七〇円	三、五三〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円	七、〇七〇円	三、五三〇円	二、一〇〇円	二、一〇〇円
千人以上二千人未満	投票日	八、五七〇円	四、二八〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	八、五七〇円	四、二八〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	八、五七〇円	四、二八〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円	八、五七〇円	四、二八〇円	二、五〇〇円	二、五〇〇円
二千人以上三千人未満	投票日	九、〇七〇円	四、七八〇円	二、八〇〇円	二、八〇〇円	九、〇七〇円	四、七八〇円	二、八〇〇円	二、八〇〇円	九、〇七〇円	四、七八〇円	二、八〇〇円	二、八〇〇円	九、〇七〇円	四、七八〇円	二、八〇〇円	二、八〇〇円
三千人以上五千人未満	投票日	一〇、五七〇円	五、二八〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	一〇、五七〇円	五、二八〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	一〇、五七〇円	五、二八〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円	一〇、五七〇円	五、二八〇円	三、一〇〇円	三、一〇〇円
五千人以上一万人未満	投票日	一二、〇七〇円	五、七八〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	一二、〇七〇円	五、七八〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	一二、〇七〇円	五、七八〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円	一二、〇七〇円	五、七八〇円	三、六〇〇円	三、六〇〇円
一万人以上二万人未満	投票日	一三、五七〇円	六、二八〇円	四、一〇〇円	四、一〇〇円	一三、五七〇円	六、二八〇円	四、一〇〇円	四、一〇〇円	一三、五七〇円	六、二八〇円	四、一〇〇円	四、一〇〇円	一三、五七〇円	六、二八〇円	四、一〇〇円	四、一〇〇円
二万人以上	投票日	一五、〇七〇円	六、七八〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円	一五、〇七〇円	六、七八〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円	一五、〇七〇円	六、七八〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円	一五、〇七〇円	六、七八〇円	四、六〇〇円	四、六〇〇円

投票区 の 選挙人数	区市町村	区				市				町				村			
		平日	土曜日	日曜日	又は休日	平日	土曜日	日曜日	又は休日	平日	土曜日	日曜日	又は休日	平日	土曜日	日曜日	又は休日
五百人未満	投票日	一〇、〇七一円	一、五四、四一三円	二〇〇、〇四九円	一〇二、五六一円	一〇、〇七一円	一、五四、四一三円	二〇〇、〇四九円	一〇二、五六一円	一〇、〇七一円	一、五四、四一三円	二〇〇、〇四九円	一〇二、五六一円	一〇、〇七一円	一、五四、四一三円	二〇〇、〇四九円	一〇二、五六一円
五百人以上千人未満	投票日	一一、三、九七一円	一、七三、八七〇円	二二七、一一二円	一一三、四六一円	一一、三、九七一円	一、七三、八七〇円	二二七、一一二円	一一三、四六一円	一一、三、九七一円	一、七三、八七〇円	二二七、一一二円	一一三、四六一円	一一、三、九七一円	一、七三、八七〇円	二二七、一一二円	一一三、四六一円
千人以上二千人未満	投票日	一四、四、三二六円	二二二、七七二円	二七三、六二〇円	一四一、七六六円	一四、四、三二六円	二二二、七七二円	二七三、六二〇円	一四一、七六六円	一四、四、三二六円	二二二、七七二円	二七三、六二〇円	一四一、七六六円	一四、四、三二六円	二二二、七七二円	二七三、六二〇円	一四一、七六六円
二千人以上三千人未満	投票日	一六、八、三七九円	二四五、三九二円	三二二、八四六円	一六四、二九九円	一六、八、三七九円	二四五、三九二円	三二二、八四六円	一六四、二九九円	一六、八、三七九円	二四五、三九二円	三二二、八四六円	一六四、二九九円	一六、八、三七九円	二四五、三九二円	三二二、八四六円	一六四、二九九円
三千人以上五千人未満	投票日	二〇、一、二六四円	二八六、八三四円	三六二、八九四円	一九四、六三四円	二〇、一、二六四円	二八六、八三四円	三六二、八九四円	一九四、六三四円	二〇、一、二六四円	二八六、八三四円	三六二、八九四円	一九四、六三四円	二〇、一、二六四円	二八六、八三四円	三六二、八九四円	一九四、六三四円
五千人以上一万人未満	投票日	二四、七、〇三四円	三四九、七一八円	四四〇、九九〇円	二二七、八五四円	二四、七、〇三四円	三四九、七一八円	四四〇、九九〇円	二二七、八五四円	二四、七、〇三四円	三四九、七一八円	四四〇、九九〇円	二二七、八五四円	二四、七、〇三四円	三四九、七一八円	四四〇、九九〇円	二二七、八五四円
一万人以上二万人未満	投票日	三三、四、九四五円	四四三、三〇〇円	五五七、三九〇円	三〇一、六八五円	三三、四、九四五円	四四三、三〇〇円	五五七、三九〇円	三〇一、六八五円	三三、四、九四五円	四四三、三〇〇円	五五七、三九〇円	三〇一、六八五円	三三、四、九四五円	四四三、三〇〇円	五五七、三九〇円	三〇一、六八五円
二万人以上	投票日	四三、五、二五八円	六三三、五二二円	七九〇、八四四円	四一六、八九八円	四三、五、二五八円	六三三、五二二円	七九〇、八四四円	四一六、八九八円	四三、五、二五八円	六三三、五二二円	七九〇、八四四円	四一六、八九八円	四三、五、二五八円	六三三、五二二円	七九〇、八四四円	四一六、八九八円

第四条第三項中「区にあつては四万九千九百八十八円、市にあつては四万三千九百九十六円、町村にあつては三万七千七百七十四円をそれぞれを「五万二千八百六十三円を」に改め、同項ただし書中「これらの額及びこれらの額を」を「この額及びこの額」に改め、同条第六項の表を次のように改める。

投票区 の 選挙人数	区市町村	区				市				町				村			
		平日	土曜日	日曜日	又は休日	平日	土曜日	日曜日	又は休日	平日	土曜日	日曜日	又は休日	平日	土曜日	日曜日	又は休日
五百人未満	投票日	二、四五二円	一、八五二円	一、〇五二円	一、〇五二円	二、四五二円	一、八五二円	一、〇五二円	一、〇五二円	二、四五二円	一、八五二円	一、〇五二円	一、〇五二円	二、四五二円	一、八五二円	一、〇五二円	一、〇五二円
五百人以上千人未満	投票日	三、二五二円	二、六五二円	一、四五二円	一、四五二円	三、二五二円	二、六五二円	一、四五二円	一、四五二円	三、二五二円	二、六五二円	一、四五二円	一、四五二円	三、二五二円	二、六五二円	一、四五二円	一、四五二円
千人以上二千人未満	投票日	四、〇五二円	三、四五二円	二、二五二円	二、二五二円	四、〇五二円	三、四五二円	二、二五二円	二、二五二円	四、〇五二円	三、四五二円	二、二五二円	二、二五二円	四、〇五二円	三、四五二円	二、二五二円	二、二五二円
二千人以上三千人未満	投票日	四、八五二円	四、二五二円	三、〇五二円	三、〇五二円	四、八五二円	四、二五二円	三、〇五二円	三、〇五二円	四、八五二円	四、二五二円	三、〇五二円	三、〇五二円	四、八五二円	四、二五二円	三、〇五二円	三、〇五二円
三千人以上五千人未満	投票日	五、六五二円	五、〇五二円	三、八五二円	三、八五二円	五、六五二円	五、〇五二円	三、八五二円	三、八五二円	五、六五二円	五、〇五二円	三、八五二円	三、八五二円	五、六五二円	五、〇五二円	三、八五二円	三、八五二円
五千人以上一万人未満	投票日	六、四五二円	五、八五二円	四、六五二円	四、六五二円	六、四五二円	五、八五二円	四、六五二円	四、六五二円	六、四五二円	五、八五二円	四、六五二円	四、六五二円	六、四五二円	五、八五二円	四、六五二円	四、六五二円
一万人以上二万人未満	投票日	七、二五二円	六、六五二円	五、四五二円	五、四五二円	七、二五二円	六、六五二円	五、四五二円	五、四五二円	七、二五二円	六、六五二円	五、四五二円	五、四五二円	七、二五二円	六、六五二円	五、四五二円	五、四五二円
二万人以上	投票日	八、〇五二円	七、四五二円	六、三五二円	六、三五二円	八、〇五二円	七、四五二円	六、三五二円	六、三五二円	八、〇五二円	七、四五二円	六、三五二円	六、三五二円	八、〇五二円	七、四五二円	六、三五二円	六、三五二円

開票区の 選挙人数		区市町村	区	市	町	村
千人	未満		一七四、三五四 ^円	一七三、八四四 ^円	一三四、七八七 ^円	
千人	未満		二〇四、六九九	二〇三、六七九	一五一、五一	
千人	未満		二九三、七九一	二九二、二六一	二一四、〇〇八	
千人	未満		三六三、六五六	三六〇、〇八六	二六八、三〇〇	
千人	未満		四六六、二二六	四六〇、六一六	三四二、三三六	
千人	未満		六〇四、九九二	五九六、八三二	四三八、九二五	
千人	未満		六八一、九一八	六七〇、一八八	四九八、三三〇	
千人	未満		七八一、八〇九	七六七、五二九	五六九、〇二六	

開票区の 選挙人数	区市町村			市			町			村		
	平日	土曜日	日曜 又は休日	平日	土曜日	日曜 又は休日	平日	土曜日	日曜 又は休日	平日	土曜日	日曜 又は休日
千人未満	四五、〇四四円	八三、〇七四円	一五九、一三四円	四四、五三四円	八二、五六四円	一五八、六二四円	四四、二七〇円	七〇、八九一円	一二四、一三三円			
千人以上二千未満	四九、五二七	九五、一六三	一八六、四三五	四八、五〇七	九四、一四三	一八五、四一五	四八、〇六三	七八、四八七	一三九、三三五			
二千人以上三千未満	六一、〇三三	二二九、四八七	二六六、三九五	五九、五〇三	一二七、九五七	二六四、八六五	五八、八三六	一〇四、四七二	一九五、七四四			
三千人以上五千未満	七九、一七四	一六一、八四〇	三三〇、一七二	七五、六〇四	一五九、二七〇	三三六、六〇二	七四、三三五	一三一、三八〇	二四五、四七〇			
五千人以上一万未満	一〇四、一五八	二二〇、六四二	四三三、六一〇	九八、五四八	二〇五、〇三二	四一八、〇〇〇	九六、六三七	一六八、八九四	三二三、四〇八			
一万人以上二万五千未満	一二六、五四五	二六七、二五六	五四八、六七八	一一八、三八五	二五九、〇九六	五四〇、五一八	一一五、六五〇	二二〇、七二五	四〇〇、八七五			
一万五千人以上二万人未満	一六四、六七八	三二六、七九八	六二一、〇三八	一五二、九四八	三〇五、〇六八	六〇九、三〇八	一四九、一九三	二五一、八七四	四五七、二二六			

三 万 人 以 上	九五一、六五六	九二九、七二六	六九〇、二〇七
-----------	---------	---------	---------

第五条第二項の表を次のように改める。

開票区の選挙人数		区市町村					
		区	市				
		町	村				
千	人	未	満	一二九、三一〇	円	九〇、五一七	円
二千	人	以	満	一五五、一七二		一〇三、四四八	
三千	人	未	満	二三二、七五八		一五五、一七二	
五千	人	未	満	二八四、四八二		一九三、九六五	
一万	人	未	満	三六二、〇六八		二四五、六八九	
一万五	千人	以	満	四七八、四四七		三二三、二七五	
二万	千人	未	満	五一七、二四〇		三四九、一三七	
三万	人	未	満	五九四、八二六		四〇〇、八六一	
四万	人	以	満	六九八、二七四		四六五、五一六	

第五條第四項の表を次のように改める。

二万人以上三万人未満	一八六、九八三	三六二、九二二	七二一、七九七	一七二、七〇三	三四七、六四二	六九七、五一七	一六八、一六五	二八六、〇五八	五二二、八四四
三 万 人 以 上	二五三、三八二	四五八、七四四	八六九、四六八	二二二、四五二	四三六、八一四	八四七、五三八	二二四、六九二	三六一、五九九	六三五、四一五

開票区 選挙人数	開票日	区市町村		土曜日 又は休日	土曜日 又は休日
		区	市		
千人未満	三八、〇三〇円	一四、〇九〇円	二六、六二一円	七九、八六三円	
千人以上	四三、六三六	一三六、九〇八	三〇、四二四	九一、二七二	
二千人未満	六八、四五四	二〇五、三六二	四五、六三六	一三六、九〇八	
二千人以上	八三、六六六	二五〇、九九八	五七、〇四五	一七一、一三五	
三千人未満	一〇六、四八四	三一九、四五二	七二、二五七	二二六、七七二	
三千人以上	一四〇、七二二	四二二、一三三	九五、〇七五	二八五、二二五	
一万人未満	一五二、一一〇	四五六、三六〇	一〇二、六八一	三〇八、〇四三	
一万人以上	一七四、九三八	五二四、八一四	一一七、八九三	三三三、六七九	
二万人未満	二〇五、三六二	六一六、〇八六	一三六、九〇八	四一〇、七二四	
二万人以上					
三万人以上					

第五條第六項中「三千五百八十三円」を「四千五百九十九円」に改める。

第六條第一項の表中「六三七、三三三」を「七四八、八六〇」に、「六三二、四六九」を「七四六、三三〇」に、「一、八〇〇、六二四」を「一、〇九九、一九四」に、「一、七八六、七五〇」を「一、〇九四、〇九四」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 政令で定める地域における選挙会又は選挙分会については、衆議院議員選挙会にあつては三十五万六千六百十二円、参議院選挙区選出議員選挙会及び参議院比例代表選出議員選挙分会にあつては八十九万三千五百十円に、政令で定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算する。

第七條第一項の表を次のように改める。

選挙 都道府県 の世帯数	選挙 衆議院議員選挙又は参議院選挙区選 出議員選挙	選挙 都及び大都市のあ る道府県	選挙 その他の県	選挙 参議院比例代表選 出議員選挙
一 二十 万 以 上	円 一 錢	円 四 錢 五 分	円 四 錢 五 分	円 五 錢 八 分
二十 万 未 満	円 一 錢	円 四 錢 五 分	円 四 錢 五 分	円 五 錢 八 分

第八條第一項の表中「三四を三六」に、「四九を五二」に、「七三を七八」に改め、同条第二項の表以外の部分中「掲げるとおり」を「掲げる額(候補者数が三百五十人以上の場合においては、三百五十人を超える数五十人とに四十一円を加算した額)」に改め、同項の表中「一〇三」を「一〇二」に、「一五〇」を「一六一」に、「一八八」を「二〇二」に、「二三八」を「二四四」に、「二六六」を「二八五」に、「三〇五」を「三二六」に、「三四三」を「三六七」に改める。

第八條の二の表を次のように改める。

二 十 万 未 満	二 十 万 未 満	二 十 万 未 満	二 十 万 未 満	二 十 万 未 満	二 十 万 未 満	二 十 万 未 満	二 十 万 未 満	二 十 万 未 満	二 十 万 未 満
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三

第九條第一項の表中「四、三三七」を「四、七四七」に、「三、八六七」を「四、二三七」に、「三、七三七」を「四、〇九七」に、「一五、七三七」を「一九、一一〇」に、「一五、六二二」を「一八、六〇〇」に、「二四、〇二三」を「一八、四六〇」に改め、同条第二項中「区にあつては一万三千三百九円、市にあつては一万六千六百五十四円、町村にあつては一万七百七十五円を、一万四千二百六十二円に改める。

第十三條第一項の表を次のように改める。

選挙 衆議院議員選挙又は参議院選挙区選 出議員選挙	選挙 都及び大都市のあ る道府県	選挙 その他の県	選挙 参議院比例代表選 出議員選挙
選挙人の数が五十万人未満のもの	一、九二八、九六四	一、五二二、四二二	一、四二二、四二二
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一四、〇三七、九九二	一四、七三三、四五九	一四、七三三、四五九
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一六、四四九、〇五四	一七、二四七、五三九	一七、二四七、五三九

平成四年三月二十五日 参議院會議録第六号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

町 村	市 (大 都 市 を 除 く) 市 三 項 及 び 第 三 項 に お い て 同 じ の もの	区	大 都 市	認定 出 先 機 関	都 道 府 県 の 支 庁 又 は 地 方 事 務 所	都道府県				
						選挙人の数が百人以上二百二十五万人未満のもの	選挙人の数が二百五十万人以上五百五十万人未満のもの	選挙人の数が五百五十万人以上七百万人未満のもの	選挙人の数が七百万人以上八百五十万人未満のもの	選挙人の数が八百五十万人以上一千万人未満のもの
選挙人の数が三千万人以上五千万人未満のもの	選挙人の数が三千万人以上五千万人未満のもの	選挙人の数が三千万人以上五千万人未満のもの	選挙人の数が三千万人以上五千万人未満のもの	選挙人の数が三千万人以上五千万人未満のもの	選挙人の数が三千万人以上五千万人未満のもの	一七、七六五、四八八、一八、五六五、五七六	二〇、〇九七、三九〇、二〇、九八六、六二八	二三、五〇九、七一九、二四、四一四、四二九	二二、九四八、七一三、八五三、四二九	二七、三六三、一一六、二八、三五六、九七六
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	二六、七〇〇、一一六、二七、六九三、九七六	三〇、二二二、一六九、三一、二三五、三六九	二九、三九六、一六九、三〇、四一九、三六九	四七、三三六、八四四、四八、五二一、七四一	四四、八〇六、八四四、四六、九九一、七四一
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	三、〇八二、九五五、三、三三三、一九八	一、六五一、九〇三、一、七八二、六五七	七、三九〇、〇四二	六、九〇九、八四一	四、一〇五、三四三
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	四、八七五、四二四	五、一七五、五七二	六、一八九、〇二一	七、一三七、二九八	二、〇〇五、〇四六
						二、九〇八、四七八	四、三七四、七七九	六、一四七、〇二八	七、四二〇、七二〇	二、二三四、七六八
						二、二五〇、六〇八	三、三九八、九〇一	七〇五、八〇六		

第十三条第二項の表を次のように改める。

市	区	大 都 市	認定 出 先 機 関	都 道 府 県 の 支 庁 又 は 地 方 事 務 所	都道府県	分	
						衆議院議員選挙	参議院議員選挙
選挙人の数が三千万人以上五千万人未満のもの	選挙人の数が三千万人以上五千万人未満のもの	選挙人の数が三千万人以上五千万人未満のもの	選挙人の数が三千万人以上五千万人未満のもの	選挙人の数が三千万人以上五千万人未満のもの	選挙人の数が三千万人以上五千万人未満のもの	六、〇八六、一六五	六、六七〇、五九五
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	七、〇七〇、八〇八	七、七五八、二五六
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	八、〇五五、四五二	八、八四五、九一七
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	八、〇五五、四五二	八、八四五、九一七
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	八、六八九、四二六	九、五六九、〇四二
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	九、〇四〇、〇九四	九、九三三、五七八
選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	選挙人の数が二万人以上三万人未満のもの	九、六七四、〇六九	一〇、六五六、七〇三
選挙人の数が三万人以上四万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上四万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上四万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上四万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上四万人未満のもの	選挙人の数が三万人以上四万人未満のもの	九、七八五、〇一五	一〇、七九五、三八五
選挙人の数が四万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が四万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が四万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が四万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が四万人以上五万人未満のもの	選挙人の数が四万人以上五万人未満のもの	二、七六二、七二〇	二、九三一、五八〇
選挙人の数が五万人以上六万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上六万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上六万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上六万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上六万人未満のもの	選挙人の数が五万人以上六万人未満のもの	二、七二六、〇九五	二、九七三、七三五
選挙人の数が六万人以上七万人未満のもの	選挙人の数が六万人以上七万人未満のもの	選挙人の数が六万人以上七万人未満のもの	選挙人の数が六万人以上七万人未満のもの	選挙人の数が六万人以上七万人未満のもの	選挙人の数が六万人以上七万人未満のもの	一、三九〇、七八四	一、五二一、五三八
選挙人の数が七万人以上八万人未満のもの	選挙人の数が七万人以上八万人未満のもの	選挙人の数が七万人以上八万人未満のもの	選挙人の数が七万人以上八万人未満のもの	選挙人の数が七万人以上八万人未満のもの	選挙人の数が七万人以上八万人未満のもの	六、〇八三、〇四〇	六、五五八、四三〇
選挙人の数が八万人以上九万人未満のもの	選挙人の数が八万人以上九万人未満のもの	選挙人の数が八万人以上九万人未満のもの	選挙人の数が八万人以上九万人未満のもの	選挙人の数が八万人以上九万人未満のもの	選挙人の数が八万人以上九万人未満のもの	二、六二六、四二三	二、九二四、九五八
選挙人の数が九万人以上一十万人未満のもの	選挙人の数が九万人以上一十万人未満のもの	選挙人の数が九万人以上一十万人未満のもの	選挙人の数が九万人以上一十万人未満のもの	選挙人の数が九万人以上一十万人未満のもの	選挙人の数が九万人以上一十万人未満のもの	一、二八八、一〇六	一、四七四、四五九
選挙人の数が一十万人以上一十二万人未満のもの	選挙人の数が一十万人以上一十二万人未満のもの	選挙人の数が一十万人以上一十二万人未満のもの	選挙人の数が一十万人以上一十二万人未満のもの	選挙人の数が一十万人以上一十二万人未満のもの	選挙人の数が一十万人以上一十二万人未満のもの	一、四〇一、四三八	一、五八七、七九一
選挙人の数が一十二万人以上一四万人未満のもの	選挙人の数が一十二万人以上一四万人未満のもの	選挙人の数が一十二万人以上一四万人未満のもの	選挙人の数が一十二万人以上一四万人未満のもの	選挙人の数が一十二万人以上一四万人未満のもの	選挙人の数が一十二万人以上一四万人未満のもの	二、〇八四、四七二	二、三五八、二九七
選挙人の数が一四万人以上一六万人未満のもの	選挙人の数が一四万人以上一六万人未満のもの	選挙人の数が一四万人以上一六万人未満のもの	選挙人の数が一四万人以上一六万人未満のもの	選挙人の数が一四万人以上一六万人未満のもの	選挙人の数が一四万人以上一六万人未満のもの	二、八五一、一七五	三、二〇六、七六七
選挙人の数が一六万人以上一八万人未満のもの	選挙人の数が一六万人以上一八万人未満のもの	選挙人の数が一六万人以上一八万人未満のもの	選挙人の数が一六万人以上一八万人未満のもの	選挙人の数が一六万人以上一八万人未満のもの	選挙人の数が一六万人以上一八万人未満のもの	三、〇二九、五四〇	三、四〇二、二四六
選挙人の数が一八万人以上二十万人未満のもの	選挙人の数が一八万人以上二十万人未満のもの	選挙人の数が一八万人以上二十万人未満のもの	選挙人の数が一八万人以上二十万人未満のもの	選挙人の数が一八万人以上二十万人未満のもの	選挙人の数が一八万人以上二十万人未満のもの	一七四、九四二	二〇五、三六七
選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの	選挙人の数が二十万人以上二十五万人未満のもの	一七四、九四二	二〇五、三六七

第十三条第三項の表を次のように改める。

都道府県		区	分	金	額
選挙人の数が五十万人未満のもの			六三三、九六〇	円	
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの			七一三、二〇五		
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの			七九二、四五〇		
選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの			七九二、四五〇		
選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの			七九二、四五〇		
選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの			八七一、六九五		
選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの			八七一、六九五		
選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの			八七一、六九五		
選挙人の数が三百人以上のもの			一、四二六、四一〇		
都道府県の支庁又は地方事務所			三一六、九八〇		
認定出先機関			一五八、四九〇		
大都市			八三六、六六〇		
区			二二二、九六八		
選挙人の数が三万人未満のもの			四五、六三六		
選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの			七六、〇六〇		
選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの			一三六、九〇八		
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの			一九七、七五六		
選挙人の数が十五万人以上のもの			二二二、九六八		

第十三条の二第一項中「五百六十二円」を「五百七十一円」に改める。

第十四条第一項第一号から第三号までの規定中「七千五百円」を「八千三百円」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「六千百円」を「六千八百円」に改める。

第十五条第一項中「千三百円」を「千三百八十三円」に、「百三十八円」を「百四十七円」に改める。

第十七條第二項中「一、八〇〇、六二四」を「二、〇九九、一九四」に、「九八三、〇一三」を「一、一五三、〇五四」に、「一、七八六、七五〇」を「二、

○九四、○九四」に、「九七五、一四二」を「一、一五〇、五〇四」に、「同条第二項の表中「七一八、

六五〇」とあるのは「四三二、六九五」と一七〇九、三七六」とあるのは「四二六、一二四」を「同条第二項中「八十九万三千五百十円」とあるのは「五十三万九千八百七十円」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にその期日を公示され又は又は
告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官
国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定によ
る投票については、なお従前の例による。

○石原健太郎君　ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国会議員の選挙等の執行について、国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行基準額を、最近における公務員給与の改定、賃金及び物価の変動等の事情を考慮し、事情に即するよう改めることを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聴取した後、選挙の執行経費基準の市と町村間の格差是正、積算単価についての実態を考慮した引き上げ、テレビ等を利用した選挙公営の推進等の問題について質疑を行いました。

質疑を終局し、採決を行いましたところ、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上 御報告申し上げます。(拍手)

○議長(長田裕二君) これより採決をいたします
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(長田裕二君) 総員起立と認めます。
よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。
午前十時三十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 長田 裕二君
副議長 小山 一平君

議員
常松 克安君 寺崎 昭久君
針生 雄吉君 今泉 隆雄君
足立 良平君 大島 慶久君
木庭健太郎君 猪熊 重二君
西川 潔君 猪木 寛至君
木宮 和彦君 小野 清子君
中川 嘉美君 白浜 一良君
及川 順郎君 下村 泰君
勝木 健司君 大塚清次郎君
矢原 秀男君 鶴岡 洋君
刈田 貞子君 喜屋武眞榮君
橋本孝一郎君 小西 博行君
岩本 政光君 大河原太一郎君
中野 鉄造君 太田 淳夫君
和田 教美君 広中和歌子君
井上 計君 山田 勇君
前田 勲男君 黒柳 明君
峯山 昭範君 三木 忠雄君
田淵 哲也君 三治 重信君
田中 正巳君 加藤 武徳君
土屋 義彦君 真島 一男君

関根 則之君 重富吉之助君
青木 幹雄君 香掛 哲男君
山口 光一君 星野 朋市君
成瀬 守重君 田村 秀昭君
前島英三郎君 久世 公義君
下稻葉耕吉君 田辺 哲夫君
中曾根弘文君 山岡 賢次君
竹山 裕君 岡野 裕君
大浜 方栄君 斎藤 文夫君
野沢 太三君 大木 浩君
岡部 三郎君 梶原 清君
関口 恵造君 石井 一二君
宮澤 弘君 柳川 覺治君
井上 裕君 下条進一郎君
仲川 幸男君 山本 富雄君
井上 孝君 遠藤 要君
大島 友治君 岡田 広君
北 修二君 斎藤 十朗君
宮崎 秀樹君 平野 清君
秋山 肇君 二木 秀夫君
陣内 孝雄君 清水嘉与子君
須藤良太郎君 木暮 山人君
鎌田 要人君 鹿熊 安正君
尾辻 秀久君 永田 良雄君
永野 茂門君 松浦 孝治君
井上 章平君 石川 弘君
合馬 敬君 片山虎之助君
石渡 清元君 西田 吉宏君
藤田 雄山君 石原健太郎君
大城 眞順君 松尾 官平君

倉田 寛之君 吉川 芳男君
上杉 光弘君 高木 正明君
福田 宏一君 松浦 功君
森山 眞弓君 村上 正邦君
藤井 孝男君 沢田 一精君
山東 昭子君 坂野 重信君
斎藤栄三郎君 野末 陳平君
大鷹 淑子君 原 文兵衛君
初村滝一郎君 中西 一郎君
中村 太郎君 後藤 正夫君
岩崎 純三君 谷川 寛三君
三重野栄子君 喜岡 淳君
西野 康雄君 阪 正敏君
村田 誠醇君 紀平 悌子君
種田 誠君 岩本 久人君
肥田美代子君 北村 哲男君
前畑 幸子君 安恒 良一君
吉田 達男君 櫻井 規順君
西岡瑠璃子君 三上 隆雄君
小林 正君 深田 肇君
國弘 正雄君 谷本 嶺君
会田 長栄君 清水 澄子君
三石 久江君 野別 隆俊君
竹村 泰子君 千葉 景子君
一井 淳治君 田淵 勲二君
及川 一夫君 山口 哲夫君
鈴木 和美君 小川 仁一君
稲村 稔夫君 穂山 篤君
久保 亘君 粕谷 照美君
赤桐 操君 対馬 孝且君
浜本 万三君 大森 昭君

國務大臣
内閣総理大臣 宮澤 喜一君
大蔵大臣 羽田 孜君
厚生大臣 山下 徳夫君
自治大臣 塩川正十郎君
国務大臣 谷川 寛三君
官(科学技術)庁長 官

菅野 久光君 佐藤 三吾君
篠崎 年子君 谷畑 孝君
山田 健一君 萩野 浩基君
高井 和伸君 高崎 裕子君
日下部徳代子君 乾 晴美君
栗森 喬君 林 紀子君
吉川 春子君 森 暢子君
磯村 修君 近藤 忠孝君
諫山 博君 庄司 中君
菅野 壽君 大淵 綱子君
洲上 貞雄君 池田 治君
井上 哲夫君 神谷信之助君
香取タケ子君 細谷 昭雄君
梶原 敬義君 久保田真苗君
上野 雄文君 星川 保松君
古川太三郎君 山中 郁子君
橋本 敦君 矢田部 理君
福岡 知之君 青木 新次君
野田 哲君 中村 鋭一君
笹野 貞子君 吉岡 古典君
市川 正一君 田 英夫君
糸久八重子君 瀬谷 英行君
吉田 久之君 立木 洋君
小笠原貞子君 上田耕一郎君

政府委員

内閣官房副長官 近藤 元次君
法務政務次官 秋山 肇君
自治省税務局長 杉原 正純君

議長の報告事項

去る十一日議長において、次のとおり特別委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

選挙制度に関する特別委員

辞任

森崎 年子君 補欠
三重野榮子君 本岡 昭次君
森 暢子君 安永 英雄君
吉田 達男君 粕谷 照美君
岩本 久人君

同日議長は、次の内閣提出案を農林水産委員会に
付託した。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案
(閣法第三六号)

同日内閣から予備審査のため送付された次の議案
を大蔵委員会に付託した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(閣法
第三号)

法人特別税法(閣法第四号)

相続税法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法
律の一部を改正する法律案(閣法第一七号)審査
報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

過誤納固定資産税返還に関する質問主意書(猪
熊重二君提出)

同日本院は、中央選挙管理委員会及び同予備委員
を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

記

中央選挙管理委員会

堀家 嘉郎君
皆川 迪夫君
角尾 隆信君
笠原 昭男君
鈴木 一弘君
花田 潔君
金井 和夫君
川那辺 博君
石田 武君
岡本 富夫君

同 予備委員

同日衆議院議長から、国会は中央選挙管理委員会
及び同予備委員を左記のとおり指名したことを内
閣に通知した旨の通知書を受領した。

記

中央選挙管理委員会

堀家 嘉郎君
皆川 迪夫君
角尾 隆信君
笠原 昭男君
鈴木 一弘君
花田 潔君
金井 和夫君
川那辺 博君
石田 武君
岡本 富夫君

同 予備委員

去る十二日議長において、次のとおり常任委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

小川 仁一君

補欠

森崎 年子君

地方行政委員

辞任

森崎 年子君

補欠

小川 仁一君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付さ
れた。よって議長は即日これを災害対策特別委員
会に付託した。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律
案(災害対策特別委員長提出)(衆第三号)

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議
長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。

豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律
案(衆第三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方税法の一部を改正する法律案(閣法第一〇
号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の
内閣提出案を受領した。

健康保険法等の一部を改正する法律案(閣法第
二四号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よっ
て議長は即日これを委員会に付託した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣
法第二号)

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の一部を
改正する法律案(閣法第二九号)

石炭鉱業の構造調整の推進等の石炭対策の総合
的な実施のための関係法律の整備等に関する法

律案(閣法第三号)

商工委員会に付託

特定船舶製造業経営安定臨時措置法を廃止する
法律案(閣法第一四号) 運輸委員会に付託

公害防止事業団法の一部を改正する法律案(閣
法第一九号) 環境特別委員会に付託

沖縄振興開発特別措置法及び沖縄の復興に伴う
特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第二二号)

沖縄及び北方問題に關
する特別委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。

保育所の経営と運営に関する質問主意書(上田
耕一郎君提出)

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の
辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

森崎 年子君

補欠

小川 仁一君

地方行政委員

辞任

小川 仁一君

補欠

森崎 年子君

予算委員

辞任

平井 卓志君

補欠

初村滝一郎君

片上 公人君

中西 珠子君

井上 計君

補欠

常松 克安君

及川 順郎君

橋本孝一郎君

懲罰委員

辞任

初村滝一郎君

補欠

平井 卓志君

同日内閣から次の議案が提出された。よって議長
は即日これを委員会に付託した。

国際海上物品運送法の一部を改正する法律案
(閣法第六八号) 法務委員会に付託

千九百六十八年二月二十三日の議定書によって改正された千九百二十四年八月二十五日の船荷証券に関する規則の統一のための国際条約を改正する議定書の締結について承認を求める件(閣法第一〇号) 外務委員会に付託

公認会計士法の一部を改正する法律案(閣法第六九号) 大蔵委員会に付託

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二〇号) 外務委員会に付託

平成四年度一般会計予算(閣法第一号)
平成四年度特別会計予算(閣法第二号)
平成四年度政府関係機関予算(閣法第三号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第八号)

児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣法第九号)

電波法の一部を改正する法律案(閣法第六四号)

自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案(閣法第六五号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(閣法第六六号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣法第五号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノールウェー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣法第六号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とオランダ王国政府との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣法第七号)

農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(閣法第六七号) 農林水産委員会に付託

去る十四日議長は、議員狩野明男君に対しさきに議決した弔詞をささげた。

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 橋本孝一郎君 井上 計君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第七二号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを運輸委員会に付託した。

国際観光ホテル整備法の一部を改正する法律案(閣法第七〇号)

地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律案(閣法第七一号)

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称
平成四年度一般会計予算
平成四年度特別会計予算
平成四年度政府関係機関予算

一、公聴会の問題 平成四年度総予算について一、開会の日 平成四年三月二十六日

右のとおり議決した。よって参議院規則第六十二条により承認を求めます。

平成四年三月十六日 予算委員長 中村 太郎

参議院議長 長田 裕二殿

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったので政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動年月日

官職名 官職名 年月日

外務省情報調査局長 鈴木 勝也君

長鈴木勝也君(同日議長承認)を、第百二十三回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任 前畑 幸子君 三石 久江君

及川 順郎君 針生 雄吉君

上田耕一郎君 近藤 忠孝君

井上 計君 勝木 健司君

議院運営委員

辞任 近藤 忠孝君 上田耕一郎君

三石 久江君 前畑 幸子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任 堂本 暁子君 瀧上 貞雄君

太田 淳夫君 高桑 栄松君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを商工委員会に付託した。

特定債権等に係る事業の規制に関する法律案 (閣法第七四号)

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員猪熊重二君提出過誤納固定資産税返還に関する質問 (答弁することが出来る期限四月四日)

同日議長は、トルコ共和国東部で去る十三日発生した地震に対し、同国大国民議会議長フエサメツティン・シンドルック閣下宛見舞電報を発送した。

去る十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

安恒 良一君

補欠

梶原 敬義君

商工委員

辞任

梶原 敬義君

補欠

安恒 良一君

予算委員

辞任

櫻井 規順君

補欠

前畑 幸子君

近藤 忠孝君

勝木 健司君

諫山 博君

井上 計君

決算委員

辞任

諫山 博君

補欠

近藤 忠孝君

議院運営委員

辞任

前畑 幸子君

補欠

櫻井 規順君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任

安恒 良一君

補欠

堂本 晴子君

同日特別委員会において選任した委員長は次のとおりである。

環境特別委員会

委員長 洲上 貞雄君 (安恒良一君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案 (閣法第三号)

法人特別税法案 (閣法第四号)

相続税法の一部を改正する法律案 (閣法第五号)

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第七六号)

内閣委員会に付託

地方自治法の一部を改正する法律案 (閣法第七八号)

地方行政委員会に付託

裁判所の休日に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第七七号)

法務委員会に付託

同日次の質問と運営に関する質問主意書 (上田耕一郎君提出)

保育所の経営と運営に関する質問主意書 (上田耕一郎君提出)

去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

大島 友治君

補欠

関根 則之君

北 修二君

斎藤栄三郎君

三石 久江君

村沢 牧君

吉田 達男君

諫山 博君

鎌田 要人君

真島 一男君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

議院運営委員

辞任

関根 則之君

櫻井 規順君

同日内閣から予備審査のため送付された次の議案を労働委員会に付託した。

労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律案 (閣法第一五号)

去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員

辞任

関根 則之君

初村滝一郎君

真島 一男君

庄司 中君

吉田 達男君

齋藤栄三郎君

決算委員

辞任

北 修二君

斎藤栄三郎君

野村 五男君

竹村 泰子君

村沢 牧君

上田耕一郎君

議院運営委員

辞任

大島 友治君

平井 卓志君

懲罰委員

辞任

大島 友治君

平井 卓志君

初村滝一郎君

一昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任

梶原 敬義君

角田 義一君

角田 義一君

梶原 敬義君

角田 義一君

梶原 敬義君

角田 義一君

梶原 敬義君

角田 義一君

梶原 敬義君

角田 義一君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

林 紀子君

竹村 泰子君

村沢 牧君

平井 卓志君

真島 一男君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

竹村 泰子君

村沢 牧君

林 紀子君

平井 卓志君

真島 一男君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

竹村 泰子君

村沢 牧君

林 紀子君

平井 卓志君

真島 一男君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

竹村 泰子君

村沢 牧君

林 紀子君

平井 卓志君

真島 一男君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

竹村 泰子君

村沢 牧君

林 紀子君

平井 卓志君

真島 一男君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

村田 誠醇君

近藤 忠孝君

大島 友治君

細谷 昭雄君

官 報 (号 外)

林 紀子君 山中 郁子君 乾 晴美君 吉田 之久君 決算委員 補欠	尾辻 秀久君 鎌田 要人君 大島 友治君 野村 五男君 細谷 昭雄君 竹村 泰子君 議院運営委員 補欠	成瀬 守重君 斎藤栄三郎君 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二四号） 同日内閣から予備審査のため送付された次の議案を環境特別委員会に付託した。 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案（閣法第六五号）	昨二十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 補欠 法務委員 補欠 商工委員 補欠	辞任 梶原 敬義君 補欠 対馬 孝且君 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二四号） 同日内閣から予備審査のため送付された次の議案を環境特別委員会に付託した。 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案（閣法第六五号）
労働委員 補欠 予算委員 補欠	斎藤 十朗君 野村 五男君 成瀬 守重君 斎藤栄三郎君 清水 澄子君 篠崎 年子君 村沢 牧君 三重野栄子君 山中 郁子君 神谷信之助君 吉田 之久君 乾 晴美君 西川 潔君 下村 泰君	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二四号） 同日内閣から予備審査のため送付された次の議案を環境特別委員会に付託した。 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案（閣法第六五号）	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二四号） 同日内閣から予備審査のため送付された次の議案を環境特別委員会に付託した。 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案（閣法第六五号）	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生委員会に付託した。 健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二四号） 同日内閣から予備審査のため送付された次の議案を環境特別委員会に付託した。 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法案（閣法第六五号）
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを労働委員会に付託した。 地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所の出張所の設置に關し承認を求むるの件（閣承認第二号） 同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 参議院議員上田耕一郎君提出保育所の経営と運営に關する質問（答弁することが出来る期限 四月一日）	同日内閣から、地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況の報告を受領した。 同日内閣から、左記の者を人事官に任命したいので、国家公務員法第五十一条の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 （四月一日任期満了による再任） 弥富啓之助 本日内閣から、左記の者を原子力安全委員会に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五十一条の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 （四月十四日任期満了による再任） 大山 彰 林 政義 （同）	同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五十一条の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 （四月一日任期満了による再任） 弥富啓之助 本日内閣から、左記の者を原子力安全委員会に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五十一条の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 （四月十四日任期満了による再任） 大山 彰 林 政義 （同）	同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五十一条の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 （四月一日任期満了による再任） 弥富啓之助 本日内閣から、左記の者を原子力安全委員会に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五十一条の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 （四月十四日任期満了による再任） 大山 彰 林 政義 （同）	同日内閣から、左記の者を原子力安全委員会に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五十一条の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 （四月一日任期満了による再任） 弥富啓之助 本日内閣から、左記の者を原子力安全委員会に任命したいので、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第五十一条の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 （四月十四日任期満了による再任） 大山 彰 林 政義 （同）
（四月二十日任期満了による再任） 寺島東洋三 都甲 泰正 （同） 本日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 記 （四月一日任期満了の内山喜久雄の後任） 中田 修 本日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 記 （三月三十一日任期満了の小尾知愛の後任） 井倉 和也	（四月二十日任期満了による再任） 寺島東洋三 都甲 泰正 （同） 本日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 記 （四月一日任期満了の内山喜久雄の後任） 中田 修 本日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 記 （三月三十一日任期満了の小尾知愛の後任） 井倉 和也	（四月二十日任期満了による再任） 寺島東洋三 都甲 泰正 （同） 本日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 記 （四月一日任期満了の内山喜久雄の後任） 中田 修 本日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 記 （三月三十一日任期満了の小尾知愛の後任） 井倉 和也	（四月二十日任期満了による再任） 寺島東洋三 都甲 泰正 （同） 本日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 記 （四月一日任期満了の内山喜久雄の後任） 中田 修 本日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 記 （三月三十一日任期満了の小尾知愛の後任） 井倉 和也	（四月二十日任期満了による再任） 寺島東洋三 都甲 泰正 （同） 本日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 記 （四月一日任期満了の内山喜久雄の後任） 中田 修 本日内閣から、左記の者を日本銀行政策委員会委員に任命したいので、日本銀行法第十三条ノ四第三項の規定に基づき本院の同意を求むる旨の要求書を受領した。 記 （三月三十一日任期満了の小尾知愛の後任） 井倉 和也

一七八	野別 隆俊君
一七九	竹村 泰子君
一八〇	千葉 景子君
一八一	一井 淳治君
一八二	田淵 勲二君
一八三	渡辺 四郎君
一八四	及川 一夫君
一八五	山口 哲夫君
一八六	山本 正和君
一八七	本岡 昭次君
一八八	鈴木 和美君
一八九	松前 達郎君
一九二	穂山 篤君
一九三	村沢 牧君
二二二	庄司 中君
二二三	菅野 壽君
二二四	大淵 絹子君
二二五	洲上 貞雄君
二三〇	細谷 昭雄君
二三一	梶原 敬義君
二三二	久保田真田君
二三三	上野 雄文君

第五号中正誤

ベシ 段 行 誤

九 三 二 譲 途 益

譲 渡 益 正

明治二十五年三月二十日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号 大蔵省印刷局
電話	03 (3587) 4302
定価	本号一冊 三円二角五分